

地方公共団体の調達関連手続の共通化・ デジタル化に関する経団連要望

2024年 3月28日

一般社団法人 日本経済団体連合会

Society 5.0の扉を開くーデジタル臨時行政調査会に対する提言（経団連、2022年4月）

No. 41 地方公共団体における公共調達に関する手続の**デジタル完結**

（1）入札参加資格申請の電子化

入札参加資格を申請する際、まず申請書を取りに行き、印鑑登録証明書、納税証明書、履歴事項全部証明書、社会保険料納付済証明書等の必要書類を添付して郵送することが必要。資格取得後も、許可証等の変更事項があれば書面での変更届が必要となるため、**手続全体を電子化すべき**。また、**会社法人等番号等を活用したデータ連携により、必要書類の添付を不要とすべき**。

規制改革実施計画（2023年6月16日閣議決定）

a 総務省は、地方公共団体の調達に関する一連の手続について（略）今後の取組の方向性に係る検討を速やかに行い、一定の結論を得る。＜令和5年中に今後の取組の方向性を取りまとめる＞

また、総務省は、**地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう、継続して必要な措置を講ずる**。＜継続的に措置＞

b 総務省は、地方公共団体の公共調達関連に係る書面、押印の取扱いについて（略）**書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを引き続き求める**こととする。＜速やかに措置＞

- 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の普及・導入促進
- 必要書類の簡素化・手続の簡略化
- 手続のデジタル完結・ワンスオンリーの実現・徹底

(1) 地方公共団体ごとに定められる入札参加資格

- 地方公共団体ごとに認定が必要。
- **有効期間が定められているため、定期的な認定申請が必要。**
- 地方公共団体ごとに申請期間が定められているうえに、有効期間も異なるため、それぞれのHP等を巡回して申請の時期や方法を確認することが必要。
- **入札参加資格審査申請の必要書類が多く、そのうえ地方公共団体ごとに異なる。たとえすべてが電子化されたとしても、そもそもの手続が煩雑。**
リソースが限られるスタートアップでは、必要書類の準備だけで大きな負担。

(2) 依然として残る書面・押印の要請

- システム開発に主に適用される委託契約の場合、**契約毎に必要な書類一式を紙で用意・押印**したうえで、契約を取り交わす。**デジタル化には未だ至らず。**
- 誓約書は、地方公共団体セキュリティ規則や個人情報保護規則の遵守を目的として、各作業従事者個人による**署名や押印が必要となる場合が散見。**
- 紙による締結では、Word、Excelのフォーマットを利用し作成。
その際、契約書、再委託申請書等の複数の書類に同一の契約件名等の記載が必要で、かつ地方公共団体ごとに必要書類や記載必要箇所が異なる。
デジタル化による入力回数削減やエラーチェックができず、負担が大きい。

例 1

- ①登記事項証明書
- ②財務諸表のコピー
- ③国税の納税証明書
- ④本社所在地の都道府県税の税納税証明書
- ⑤暴力団の排除に関する誓約書
- ⑥役員等名簿
- ⑦委任状

例 2

- ①添付書類送付票
- ②利用登録申込書
- ③誓約書
- ④受任者情報届出書
- ⑤登録業種届出書
- ⑥委任状
- ⑦使用電子証明書届（ICカードを利用する場合）
- ⑧印鑑（登録）証明書（発行から3ヶ月以内のもの・写し可）
法人の場合：法務局発行の印鑑証明書
個人の場合：市町村長発行の印鑑（登録）証明書
- ⑨法人の場合：登記事項証明書（発行から3ヶ月以内のもの・写し可）
個人の場合：身分証明書（本籍地市町村役場で発行・発行から3ヶ月以内のもの・写し可）
- ⑩成年被後見人、被保佐人、被補助人等について登記されていないことの証明書
（個人の場合・法務局で発行・発行から3ヶ月以内のもの・写し可）
- ⑪法人市（町）民税納税証明書（支店等の所在する市町村が発行する3ヶ月以内のもの・直近1年分・写し可・完納証明書不可）または法人等の設立・開設申告書の写し
- ⑫支店（営業所）の場所が確認できる概略図および営業所管区域が記載されたもの（様式任意）

例 3

- ①契約書（約款、仕様書、個人情報取扱いに関する特記仕様書）
- ②再委託申請書・承諾書
- ③作業責任者及び作業従事者届
- ④業務実施計画書
- ⑤誓約書

(1) 入札参加資格やその認定要件の共通化

案1：基本的な入札参加資格要件を共通化し、全省庁統一資格のように
1回の申請で全自治体に登録できるかたちの入札参加資格を国等が認定する。

案2：全省庁統一資格をもって調達参加資格を付与する仕組みとする。

案3：基本的な入札参加資格要件を共通化して国等が点数化し、
自治体ではその点数を活用して入札参加資格のランク付けを行う。

このとき、個人データの流通や自治体間の連携を阻害する
いわゆる「地方自治体における個人情報保護法制2000個問題」のような
状況の発生を防ぐため、**地方公共団体は原則として
追加の要件を設定することなく、国等の認定結果をそのまま採用**すべき。

(2) 入札参加資格申請に必要な書類の簡素化

- 入札参加資格を国等が認定する場合、必要資料は国等に提出する。
このとき、**デジタル原則を順守し、デジタル完結にて申請を行えるようにする。**
- 必要書類のうち**法人情報、納税状況、落札実績等、
国や自治体で保有している情報については、情報連携により提出を省略**する。
- デジタル臨調にて、法人基本情報データのベース・レジストリとしての整備に向け
対応を開始している。**ワンスオンリーを徹底**すべく連携をお願いしたい。

(1) 事務負担・コスト軽減

- **入札参加資格の審査・契約に係る事務作業等の負担・費用軽減**が期待できる。

(例)

- 契約書締結前：各書類フォーマットの作成、修正
- 契約書締結時：印刷、製本、押印、封入・封かん、郵送
- 契約履行後：ファイリング、保管
- 契約事務にかかる費用の削減
- 人件費、用紙代、コピー代、郵送代等の削減

(2) 行政サービスの向上・リソース分配の最適化

- 電子化・標準化で事務負担を軽減することで、
**行政サービス向上に資する施策検討等、
注力が必要な業務にリソースを集中させることが可能**となる。

※ 地方自治においても基本的な契約内容・必要情報等は共通しているものの、標準化すべき部分と自治体の判断に委ねる部分の線引きに一定の留意は必要。

(3) 多様な調達主体の参画・コスト軽減

- 手続簡素化により、**地域のスタートアップはじめ新しい主体の参画を促進**できる。
- 受注側の事務負担費用を削減し、入札価格を一部軽減できる。